令和７年５月１日更新

小平市障がい者支援課

障害福祉サービスをご利用のみなさまへ

障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するために

「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」が必要です。

障害者総合支援法では、平成２７年４月からホームヘルプサービスや通所施設（就労継続支援Ｂ型、生活介護など）、短期入所、グループホームなどの障害福祉サービス（以下「サービス」と言います。）を利用するときは「サービス等利用計画」、放課後等デイサービスなどの児童福祉通所を利用するときは「障害児支援利用計画」（以下「利用計画」といいます。）を作成することが義務付けられました。

「利用計画」の作成依頼通知書が届きましたら、このチラシを参考にご希望される「相談支援事業所」（以下「事業所」と言います。）に早めにご相談のうえ、作成してください。

「利用計画」ってなんですか？

サービスを利用されている方が、必要となるサービスを計画的に、上手に活用するためにつくる計画です。（日中一時支援・移動支援など「小平市の事業」のみ利用の場合は不要です）

「利用計画」はサービスを利用する方全員が作成し、サービス更新に合わせて、毎回作成することとなります。作成された「利用計画」は市がサービスの支給決定を行うときに参考とするほか、支援に関わる人たちの「共通目標」となります。

「利用計画」は誰が作るのですか？

「利用計画」は指定された「事業所」の「相談支援専門員」が作成します。

令和６年１０月現在、市内には １９か所の事業所があります（４ページの一覧表をご覧ください）。利用する事業所はご自身（またはご家族）でお選びいただき、ご相談してください。

また、市内の事業所にかかわらず、市外の事業所に「利用計画」を依頼することもできます。

その他、事業所に代わり利用者本人、家族等が「セルフプラン」を作成することもできます。

「利用計画」に費用がかかりますか？

「利用計画」の作成に利用者負担はありません。作成した「事業所」に市から報酬が支払われます。「セルフプラン」の場合は、作成者に対する報酬はありません。

「利用計画」は必ず必要ですか？

すべてのサービス利用者について「利用計画」が必要になります。市では、サービス更新時期に合わせて、「利用計画案作成依頼書」をお送りしますので、必ずご確認ください。

「利用計画」は具体的にはいつ作りますか？

現在サービスをご利用いただいている方は、ご本人の誕生月に合わせて、年に１回更新の手続きをしていただいています。その時期に合わせてご提出をお願いすることになります。

※詳しい締め切りについては、市からお送りする「利用計画案作成依頼書」をご確認ください。

【ご注意ください！】
※「利用計画」は「サービス」の更新時期に作成することが原則です。生活介護など**支給期間が3年間の「サービス」を利用されている方は、作成時期が異なる場合があります。詳しくは市から送付する「サービス等利用計画案作成依頼書」の提出期限をご確認ください。**

「利用計画」を作るにはどうしたらいいですか？

「利用計画案作成依頼書」がお手元に届きましたら、ご希望する「事業所」に「利用計画案」作成のご相談をしてください。

サービス利用開始後には、定期的な計画の見直し（モニタリング）もあります。

施設等が作る「個別支援計画」との違いはなんですか？

「個別支援計画」は生活介護や就労継続支援Ｂ型などの施設等が、事業所ごとに作成する「個別の計画」です。「利用計画」は、その方の生活全体をふまえて総合的に作成するプランになります。

モニタリングとはなんですか？

「モニタリング」は「利用計画」を作成したあとに、サービスの利用状況やご本人の状況の変化などを定期的に確認することを言います。必要に応じて、「利用計画」の見直しを行います。

「モニタリング」を実施する時期は、利用者の状況によって違います。

「利用計画」を含めた

障害福祉サービスの流れ

障がい者支援課	利用者	相談支援事業所	サービス事業者
①市から「計画案」の提出を依頼します	②市からの通知を受けて、事業所に「計画案」の作成を依頼します	③利用者からの相談を受付けます	
	④契約とアセスメント（面接）を実施	④契約とアセスメント（面接）を実施	
	⑥「計画案」を受取ります	⑤面接に基づいて「計画案」を作成利用者に交付します	
⑧「計画案」を受領内容の確認をします	⑦「計画案」と「計画相談支援給付費支給申請書」を市に提出します		
⑨支給決定・受給者証を交付します	⑩市から受給者証を受取ります	⑪「計画案」を基に「計画」を作成し、障がい者支援課、利用者、サービス事業者に交付します	⑫「計画」受領
⑫「計画」を受取ります	⑫「計画」を受取ります		
	⑭サービスを利用		⑬サービスの提供を開始
	⑮モニタリングを行います	⑮モニタリングを行います	
⑱モニタリング報告受領	⑰モニタリング報告提出 必要に応じて、サービス変更の申請を行います	⑯モニタリングの報告書を作成	

＜ご注意ください＞

◎上記の流れは“おおよそ”の流れになります。個人によって、多少の誤差があります。

◎はじめに「利用計画案」を事業所が作成し、市に「利用計画案」を提出した後に、受給者証が交付されます。その後、正式な「利用計画」となります。

市内特定相談支援事業所一覧

事業所名	所在地・電話番号（FAX）	対象					研修	営業時間
		身	知	精	児	難		
（福）小平市社会福祉協議会 小平市障がい者地域自立生活支援ｾﾝﾀｰひびき	学園東町 1-19-13 小平市福祉会館２階 042-341-6555　(042-402-0251)	○	○	○	○	○	♡♧	月～金 9:00～17:00
（福）小平市社会福祉協議会 小平市立あおぞら福祉ｾﾝﾀｰ	鈴木町 1-472 042-326-4980　(042-326-4976)	○	○	○	○	○		月～金 9:00～17:00
（福）小平市社会福祉協議会 小平市立たいよう福祉ｾﾝﾀｰ	小川西町 5-25-15 042-343-4976　(042-344-3244)	○	○	○	○	○	♠♡ ♧	月～金 9:00～17:00
（福）ときわ会 地域生活支援ｾﾝﾀｰ　あさやけ	小川東町 4-2-1 小平元気村おがわ東１階 042-345-1741　(042-345-1734)	○	○	◆	○	○	♠♡ ♧	月～金 10:00～18:00 土：12:00～18:00
（福）未来 サポートみらい	大沼町 2-1-3 042-349-2587　(042-349-2587)	○	○	○	—	—	♡	月～金 10:00～17:00
（福）あいの樹 あい	小川西町 5-22-12 042-349-2191　(042-349-2192)	○	○	○	○	○		月～金 9:00～18:00
（ＮＰＯ）だれもがともに小平ﾈｯﾄﾜｰｸ なんでも相談いるおーる	仲町 269-1 サンハイム小山 102 042-403-0873　(042-308-3749)	○	○	○	○	○	♡	月～金 10:00～18:00
（ＮＰＯ）自立生活ｾﾝﾀｰ小平 障がい者相談支援ｾﾝﾀｰ　ぴありす	花小金井南町 1-18-45-10 1F 042-461-7001　(042-461-7001)	◆	◆	○	○	○		火・木 11:00～16:00
（福）全国ｽﾓﾝの会 曙光園　特定相談支援事業所	小川町 1-590 042-345-2811　(042-345-2815)	◆	○	○	—	○		月～日 9:00～18:00
（福）黎明会 地域生活支援ｾﾝﾀｰ　澄水	小川町 1-485 042-346-7412　(042-341-8891)	○	○	○	○	○	♧	月～金 9:00～17:00
（福）六三四 スカイサポートセンター	仲町 355-4 042-343-1020　(042-312-1989)	○	○	○	○	○	♠♡ ♧	月～金 10:00～17:00
（福）武蔵野会 テラスこだいら	花小金井 8-1-10　小平福祉園内 042-433-9330（042-345-3590）	○	○	○	○	○		月～金 8:30～17:00
SOU シニアケア株式会社 SOU 相談支援センターくれよん	小川町 2-1346　コーポアライ１階 042-341-7588（042-341-7599）	○	○	—	○	—		月～水・金 10:00～16:00
（福）小平晴風会 相談支援室　かすみそう	小川町 1-390-2 第一宮寺ビル 102 号室 042-313-2505（042-313-2515）	○	○	○	○	○	♠♡ ♧	月～金 ８：30～17：30
（福）あいの樹 あいの実小平	小川町 1-3014-7 042-313-6341（042-313-6342）	○	○	○	◆	○		月～金 13:00～17:00
こどもサポート（株） 相談支援ｾﾝﾀｰ・こどもｻﾎﾟｰﾄ小平	小川町 1-447 みなみ台コーポラス１階 042-349-7480(042-349-7481)	—	○	○	○	—		火～金　10:00～13:00 14:00～17:00
（ＮＰＯ）地域ｹｱさぽーと研究所 相談支援事業所　れんげ草	学園東町１－２２－６ 042-302-2325（042-405-1779）	○	○	—	◆	○	♠	月～金 10:00～16:00
（株）ジンバ 相談支援センターあゆみ	小川町１－４０４－２ハビテ小平 105 042-312-3027（042-312-3037）	○	○	○	○	○		月～土のうち５日間 9:00～18:00
愉和（株） とうわ相談支援　小平	小川東町５－２－２７　K&I 小川東２０１号 042-404-2911（042-404-２９１２）	○	○	○	—	○		月～金 12:00～17:00

※令和７年５月現在の情報です。

身：身体障害　知：知的障害　精：精神障害
児：障害児（１８歳未満）　難：難病患者
◆：主に支援している対象　○：相談可能　―：相談不可
※研修を受けた事業所
♠：医療的ケア　♡：行動障害　♧：精神障害者

≪お問合せ≫
小平市健康福祉部障がい者支援課サービス支援担当
〒187－8701　小平市小川町２－１３３３
健康福祉事務センター１階
TEL　０４２－３４６－９５４２
FAX　０４２－３４６－９５４１